令和７年度地域住民向けデジタル研修業務仕様書

1. 目的

地域住民向けにデジタル関連の講座を実施することで、来たるAI時代に向けた町民のDX リテラシー向上とビジネス機会の創出、学生のチャレンジ意欲向上を図ることを目的とする。

2. 要件・規格

1） 事業内容

① 事業内容

事業は【一般向け】と【学生向け】の２つに分け、それぞれ

a. 受講者が、生成 AI 等先端技術の必要な知識や技術を習得することが出来る実践的なカリキュラムであること。

b. 事業を実施するにあたり、目的を達成するのに十分な実績と能力を兼ね備えた講師を招聘すること。

c. 受講者が参加するうえで、取り残されないようなフォローアップを適宜オンラインなどの手法により実施すること。

※実施形式は限定しない。セミナー等同一参加者が複数回に渡り学習する形式や、単独日のイベント形式などより効果が高いものを提案すること。

② 開催時間目安　1 回 60 分以上 120 分以内

※開催時間については契約後、協議する。

※イベント形式の場合は午前中・午後等設定することも可とする。

③ 開催場所 波佐見町内

④ 参加人数

セミナー形式の場合 1 講座 20 名程度を、イベント形式の場合は最大 50 名程度を目安とする。実施形式により事業実施に支障がない人数を提案すること。

⑤ 対象者

【一般向け】波佐見町在住者もしくは波佐見町において事業を行う者

【学生向け】町内在住の学生（高校生まで）および町内の学校に通う学生

⑥ 業務内容

a. 実施における基本費用

	項目	数量	単位
1	事業設計	1	式
2	運営資料の作成	1	式
3	本事業に関するチラシ制作、印刷等	1	式

b. 事業運営費用

・技術習得のため十分な時間を確保すること。

・必要に応じて事業終了後に参加者へのフォローアップ(補講)を行うこと。

	項目	数量	単位
1	各種運営	※	回
2	講師登壇費用	※	人
3	スタッフ交通費・宿泊費	※	人
4	講義外フォローアップ（ｵﾝﾗｲﾝｻポート等）	1	式

※数量については、事業開実施数に応じて変更すること。

2) 達成目標

参加者が本事業で学んだことを生かし、地理的条件や年齢・性別にとらわれることなく、日常生活や将来設計、事業の利益拡大についてのイメージを具現化できるようになること。

3. 委託期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日（月）

4. 成果品

納入成果品は下記のとおりとし、納入先は波佐見町企画情報課とする。

（〒859-3791 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷 660 番地 波佐見町役場２階）

1) 事業実績報告書類 ２部

事業実績報告書（実施日時、場所、参加者、内容、効果等を明記するとともに、仕様に定める項目を実施したことがわかる内容であること）及び記録写真

2) １）のデータを記録した電子メディア ２部

電子データ（MS ワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及び PDF ファイル）を記録した CD-R

※業務完了後は、速やかに事業実績報告書及び電子メディアを納入すること。

※報告書は日本工業規格 A4 判で簡易製本するものとし、図面・グラフ・写真等は適宜カラー印刷とする。

5. 業務上の留意事項

1) 打合せ

本町担当者及び関係各団体と適宜打合せを行い、必要に応じて状況を報告するものとする。

2) 業務体制

企画にあたり専属の担当を置くとともに、必要な知識と技能を有する業務従事者を確保すること。

3)　費用負担

本業務の遂行に必要となる物品調達、現地への移動、会場使用料及び宿泊等の諸費は委託料に含まれるものとする。

4)　秘密の保持

受託者が本業務により得られた情報等は本町に許可なく第三者に公表してはならない。本業務終了後も同様とする。

5)　諸手続き

受託者は素材等として許諾が必要なものを使用する場合は受託者において全ての手続きを行い、使用にかかる費用も全て負担すること。

6)　著作権

受託者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を負うこと。

また受託者は委託業務の成果物納入後、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する権利を直ちに本町に無償で譲渡すること。

本町は著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し著作者人格権を主張しないこと。

6.　その他

本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議を行うこと。